

(略)

| | | | |
|---------|---|---|-----|
| 東京都監査委員 | 山 | 内 | 晃 |
| 同 | 早 | 坂 | 義弘 |
| 同 | 茂 | 垣 | 之雄 |
| 同 | 岩 | 田 | 喜美枝 |
| 同 | 松 | 本 | 正一郎 |

令和2年11月2日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、環状第5の1号線（戸山区間）の整備について、対向車線への逸走による事故防止の観点からは、中央分離帯に横断抑止柵を設置すれば同分離帯を大きく拡幅することは不要であり、当該拡幅並びにこれに伴う歩車道改修及び街路樹の伐採等に要する費用は不当な公金の支出に当たるとして、中央分離帯の拡幅をやめて幅50センチ未満でのかさ上げと横断抑止柵の設置のみにとどめることや、当該費用を都道に係る他の有意な工事・点検に振り替えることなどを求めていると解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件整備事業は、新宿区大久保二丁目から同区戸山三丁目までの延長約710メートルを事業区間として現況幅員22メートルを27～30メートルに拡幅するもので、明治通りの車道を拡幅して慢性的な交通渋滞を解消することや、歩道を拡幅して安全で快適な歩行者空間を形成することなどを効果に掲げ、平成19年度から都がその工事に着

手し実施しているものである。

請求人は、本件整備事業に要する支出の不当性を指摘しているが、その核心は、道路の構造設計と工事方法を争うものであると言える。

道路事業を始め、あらゆる行政施策は、その帰結として公金支出その他財務活動を伴うが、その帰結部分たる財務活動を捉えて、原因となる非財務会計行為のすべてを住民監査請求の対象とすることが広く是認されるとなると、法第242条第1項に定める財務会計上の行為のいずれにも該当しない、およそ広範かつ多岐にわたる行政作用一般を争うことができることとなり、財務会計上の行為に限定されている住民監査請求の制度趣旨を逸脱する。

この点、平成4年11月30日東京高等裁判所で是認された平成3年9月17日水戸地方裁判所判決によれば「当該財務会計上の行為の原因となる行為との間に一定の関係がある場合には、当該原因となる行為が違法であれば、当該財務会計上の行為も当然に違法となるものというべきであるが、右関係を緩やかに判断するならば、およそ公金の支出を伴う行政作用（このような行政作用が極めて広範かつ多岐にわたるものであることは明らかである。）であれば、その公金の支出の違法を争うことによって、その前提としての行政作用一般を争うことができるようになってしまい、住民訴訟の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触することになる」と判示している。

本件請求は、本件整備事業に係る工事契約に伴う支出について、それがどのような財務会計法規上の義務に違反して違法・不当となるのかについての具体的な主張がない。請求人の主張は要するに、本件整備事業に係る道路の構造設計と工事方法に対する異議や意見であり、法第242条に規定する財務会計上の行為の違法・不当を具体的に摘示しているものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。